

有料職業紹介事業
返戻金制度に関する事項

株式会社創発ビジネスパートナー
代表取締役 久保 哲男
許可番号 13-ユ-310420

弊社返戻金制度を以下の通りといたします

- ・ 紹介手数料の返還

弊社が紹介した人材が、入社後以下の期間内に当人の責に帰すべき事由に基づき退職した場合は、既に受領した紹介手数料を以下の定めに従って一定割合相当額を求人者に返還する

- ・ 紹介手数料返還額

入社日から起算して1ヵ月以内に退職した場合	紹介手数料の80%相当額
入社日から起算して1ヵ月超3ヵ月以内に退職した場合	紹介手数料の50%相当額

調整が必要な場合には、個別相談といたします

以上